

令和8年度阿蘇世界文化遺産学術検討及び海外発信業務委託 基本仕様書

熊本県阿蘇草原再生・世界遺産推進課

1 業務の名称

令和8年度阿蘇世界文化遺産学術検討及び海外発信業務委託委託

2 実施目的

本業務は、委託者である阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村が平成21年（2009年）に設置した協議会）が目指す「資産名称：阿蘇の文化的景観ーカルデラ火山に展開した農業パノラマ」（以下「阿蘇」という。）の世界文化遺産登録に向けた研究の一つである。

本業務では、阿蘇の世界文化遺産登録に向け、OUV（顕著な普遍的価値）に基づく学術的検討を実施し、推薦書作成に資する知見を体系化すること。具体的には、学術委員会の運営、委員会で指摘された世界遺産のブルゴーニュ（ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ・ボーヌ地域等）を対象とした比較研究、法的保護や保全運用に関する実証的知見の収集と分析、ICOMOS総会での学術発表支援を行う。

本委託は、担当職員が上記会議や海外調査において議論の俎上に載せる事務局案作成及びそのための調査に注力するため、阿蘇世界文化遺産学術検討及び海外発信業務について、「3 業務内容」に示す業務を委託するものである。

3 委託業務の内容

（1）学術委員会の運営

- ・令和8年度に実施する第19回阿蘇世界文化遺産学術委員会に際し、以下の業務を行う。
- ・委託者との協議を行ったうえで、学術委員会委員（以下「委員」という。）10人、オブザーバー4人の日程調整を行い、開催候補日を提示する。開催月は11月～2027年2月に開催が好ましい（委託者と協議のうえ決定）。
- ・第19回阿蘇世界文化遺産学術委員会は、学術委員会のみ開催する。
※第19回阿蘇世界文化遺産学術委員会は、日程調整のうえ熊本県庁内で会場確保が可能な場合、会場及びモニターに使用料はかからない。
- ・現地出席困難な委員等のために、事前にZoom、Webex等のオンライン設定を行い、学術委員会の会場設営とともにインターネット臨時回線を設営し、Zoom、Webex等のオンライン環境を整えること。
※Webexについては、委託者のアカウントを使用することも可能。
※会場の映像は固定カメラにより映す。その他、配布資料を画面共有にて投影する。
- ・会場には、スピーカー、モニター、マイク（6本程度）を設営すること。ただし、会場常設の設備がある場合は、それを使用することを妨げない。
※録音機器は、委託者のボイスレコーダーを会議中に貸与することも可能。
- ・委託者が作成した当日配付資料を印刷し、会場において必要部数の配付を行う。

- ・ 学術委員会中は録音を行い、閉会後に議事録を作成して、校正のうえ開催日から1か月以内に委託者に提出する。
- ・ 現地参加した委員及びオブザーバーの旅費試算を行った上で、後掲「旅費・謝金の目安」を参考にして旅費・謝金を支払う。
- ※阿蘇世界文化遺産学術委員会の委員は計10人（東京都2、島根県1人、奈良県1人、京都府1人、福岡県3人、熊本県2人）で構成する。
- ※オブザーバーは、計4人（東京都1人、熊本県3人）で構成する。このうち、東京都1人、熊本県2人には旅費を支払うこと。

（2）海外資産の比較調査

- ・ フランス（ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ等）での視察地の提案を行うこと。
- ・ 日程は9月頃を想定している。
- ・ 期間は調査の目的が達成できる適正な日程を提案すること。
- ・ 参加人数は県職員2人程度と有識者1人を想定している。
- ・ 国内から現地調査、帰国のアテンドを行うこと。
- ・ 視察行程の管理と行程表の作成すること。
- ・ 現地における経済的、効果的な安全面を考慮した移動手段を提案すること。
- ・ 行政組織の実務担当者へヒアリングを行いたいため、そのアポイントメント設定を行うこと。
- ・ アポイントメント設定に関しては、熊本県はフランスディジョン市と国際交流促進覚書（MOU）を締結しているため、ディジョン市の窓口を紹介することが可能である。
- ・ ヒアリング全体の準備設計をすること。
- ※ヒアリングはフランスの世界遺産登録時に資産範囲をどのように決めたのか、現在の保全に関する運用の実態、住民の状況と課題などを想定している。
- ・ 視察期間中、効率的な通訳の手配をすること。
- ・ 参加者が事前知識を得るために、ブルゴーニュの推薦書や関係資料の和訳等、事前資料の収集と共有を行うこと。
- ・ 県職員2人分と有識者1人のAI自動翻訳機（同時通訳可能なもの）及びデータ通信無制限のポケットWi-Fiを用意すること。
- ・ 県職員の旅費は委託費用に含まないが、調査を円滑に進めるため、移動方法や宿泊地等については委託者と十分に協議の上進めること。
- ・ 有識者の宿泊費、旅費（燃油サーチャージ、国際観光旅客税、旅客施設使用料、ETLAS取得費、有識者の海外旅行保険費用を含む）の支払いを行うこと。
- ・ 視察調査終了後に法的保護や保全運用の知見や調査に関する成果報告を作成すること。
- ・ 視察調査終了後に開催する学術委員会での県職員が行う調査報告資料等の作成支援すること。

（3）ICOMOS 総会での発表支援

- ・ 2026年10月17日～10月24日にマレーシア：クチンで開催されるICOMOS（国際記念

物遺跡会議) 総会において「阿蘇の価値」に関する発表と広報を予定しており、現在アブストラクトの投稿が終了している。

- ・有識者1名が行うプレゼンテーションの作成、発表、会場での広報活動の支援を行うこと。
- ・総会期間中の発表スケジュールに合わせて、前泊・後泊を含めて目的が達成できる適正な旅行日程を提案すること。
- ・参加人数は県職員2人程度と有識者1人を想定している。
- ・出国から、帰国までのアテンドと行程表の作成を行うこと。
- ・現地における経済的、効果的な安全面を考慮した移動手段を提案すること。
- ・発表や会場での活動に関する記録作成を行うこと。
※ポスター発表となった場合はポスター資料の作成を支援すること。
- ・県職員2人分と有識者1人のAI自動翻訳機(同時通訳可能なもの)及びデータ通信無制限のポケットWi-Fiを用意すること。
- ・県職員の旅費は委託費用に含まないが、調査を円滑に進めるため、移動方法や宿泊地等については委託者と十分に協議の上進めること。
- ・有識者の宿泊費、旅費(燃油サーチャージ、国際観光旅客税、旅客施設使用料、MDAC登録手配、有識者の海外旅行保険費用を含む)、謝金の支払いを行うこと。
- ・諸プログラムや総会への申込支援、参加費支払いを行うこと。

(委員会に置ける旅費・謝金の目安)

項目	概要
委員及びオブザーバー旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・県外在住者の場合、前泊があることを前提とし、各地から熊本への往復旅費を積算すること。 ・宿泊費用は14,000円程度を上限額とした実費支給となる。 ※ただし、視察を兼ねる場合は県内在住者も宿泊する。 ・県外在住者には、1日あたり2,200円程度、県内在住の委員には550円程度の旅行諸費を加算すること。 ・旅費試算の際に交通手段、前後泊の有無等について各委員・オブザーバーに照会し、その結果を支払額に反映すること。
委員及びオブザーバー謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・会議1日につき10,500円を目安とする。

4 著作権に係る留意事項

- (1) 業務に当たり、第三者(委託者及び受託業者以外)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務により作製した成果品に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

5 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月23日（火）まで

6 成果品の納品

- ・協議の議事録や各事業の活動内容等をまとめた業務完了報告書(データおよび正副2部)
- ・事業で作成・使用したデータ等（電子媒体）を所収したDVD-R及び物品等
- ・報告会の録音データ（電子媒体）

7 成果品の二次利用（電子及び紙媒体）

委託者が行う事業での利用及び配布に利用（複写・加工による利用を含む）

8 特記事項

- （1）企画の実施（課題等含む）に当たっては、委託者と十分協議すること。
- （2）打合せに伴う交通費等については、受託者の負担とする。